

議会改革の意義―旭川市を例に

竹 中 英 泰

制定の経緯

旭川市議会は、全国に先駆けた栗山町の議会基本条例（二〇〇六年）の三年後、議長選をきっかけに議長の私的諮問機関として議会基本条例検討委員会（九名）を設置した。検討委員会は、会議や研修会をすべて公開しながら素案をまとめ、二度の市民説明会を経て議長への答申を行い、議員提案の条例案が二〇一〇年一二月に可決という経過をたどっている。この間、本会議場を使った最終盤の検討会議では、提案者の検討委員九名がいつもは市長等が座る執行部席に陣取り、フロアの各議員と質疑を交わすという普段見ない光景もあり、傍聴した市民には各議員の熱気と本気度が伝わる雰囲気があった。本年七月の都議選を控えて、小池百合子知事が議会改革を公約に挙げる東京都を基準に考えると、旭川市ははるかに真つ当なスタートを切っていた。

市民と議会の意見交換会

意見交換会（一二条）の開催は、新たに設置された広聴広報委員会（一一一条）が決める運営要項等のもとに進められている。一市民としてみると、当

初の二年間はおおまかなテーマ設定のもと一〇カ所強の会場で、手探り状態の開催であったように思われる。二〇一一年度のテーマは「市民とともに歩む議会―あなたが議会に期待すること」、二〇一二年は、「まちづくりについて―地域づくりと旭川の未来像」と題して行われているが、多くの場合いくつかの会場をまたいで参加する声の大きいクレマーが目立った。ここでは特定の議員や市の執行部に対する質疑に終始したりして、ほぼ一方通行の意見交換会となっていた。

こうした反省から、三年目以降は複数のテーマを立てて、より取っつきやすかつ掘り下げた議論となるような工夫が重ねられてきている。二〇一三年度のテーマ立ては五本、二〇一四年度は四本、二〇一五年度も四本、そして二〇一六年度は、①公園のあり方、②若者の政治参加と地域の未来、③子育てしやすい環境づくり、④不登校・引きこもり・いじめ問題の四本を立てて臨んでいた。テーマ毎に分けられた会場には、関心ある市民とそれに精通している議員が参加することとして議論がかみ合うように配慮されていた。例え

ば、④若者の政治参加というテーマについては、予め市内の大学・短大・高専の連携機関である旭川ウエルビーイング・コンソーシアムを介して、法律学専攻でまちづくりをテーマにする旭川大学教員のゼミ生によるプレゼンを準備してもらい、会場ではそのプレゼンを挟んで意見交換を行っていた。市民と議員は大学生の研究発表をも参考に質疑や意見交換を行ったわけである。

議会運営の評価と検証

二年毎に行う議会運営の評価と検証（一九条）は、二〇一七年四月に三回目となる報告を議長に行っている。過去二回の報告はホームページに掲載されている。筆者も参加した今回の検証では、議員の倫理観やモラルを問う「議員の活動原則」の自己評価で意見が分かれた様子がうかがえ、一例ではあるが今回の検証は単なる帳尻合わせとはいえない自己評価を前に行われたわけでもある。

こうしてみると、議会改革はいわゆるPDCAサイクル上に乗っ取りつつあり着実に進んでいる。こうした評価と検証を重ねることで議会活動が改善し、市民満足度のより高いまちづくりが進展するものと思われる。

へたけなか ひでやす 旭川ウエルビーイング・コンソーシアム

統括コーディネーター／旭川医科大学非常勤理事／旭川大学名誉教授